健衛発０６２８第５号
平成２５年６月２８日

各 ［都道府県／政令市／特別区］衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について

まつ毛エクステンションについては、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」（平成20年３月７日付け健衛発第0307001号）、「まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底」（平成22年２月18日付け健衛発0218第1号）及び「まつ毛エクステンションによる安全性の確保について」（平成24年11月28日付け健衛発1128第1号）によりまつ毛エクステンションの危害の防止のため、周知や指導監督をお願いしてきたところです。

他方、国民生活センター等に寄せられる健康被害等の相談が多数に上る中で、生活衛生関係営業等衛生問題検討会においてまつ毛エクステンションの施術に係る安全の確保等について検討が行われ、昨年８月に「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」がとりまとめられたところですが、今般、これを踏まえ、教育プログラムに関する専門的な検討が行われ、別添１のとおり、「まつ毛エクステンションの教育プログラム等について」（以下「検討会報告」という。）がとりまとめられ、同検討会に報告が行われました。

つきましては、検討会報告と関係資料（別添２）を送付しますので、御了知ください。なお、今般の教育プログラムを踏まえ、養成施設においてまつ毛エクステンションに係る教育の充実が図られるよう、別添３のとおり、関係機関に対し通知を行っていますので、あわせて御了知ください。

まつ毛エクステンションについては、検討会報告においても改めて指摘されているように、目の周りへの施術であり、目や皮膚への健康被害等のトラブルを生じさせるリスクを内包していることから、その安心・安全を確保するために、安心・安全を第一とする施術者の十分な自覚や配慮のもと、下記のような情報提供等の取組みの徹底が極めて重要でありますので、営業者に対する周知や指導監督をお願いします。

また、消費者においても、健康被害等のリスクを十分に認識の上、施術前に施術者に十分な説明を求めるとともに、万一、目等に異常が生じた場合には、医師の診察を受けるようにする必要がありますので、消費者行政対応部局と連

携し、これらの点に関して消費者等に対する注意喚起をよろしくお願いします。

記

1．まつ毛エクステンションの施術に当たっては、あらかじめ顧客の状況に応じて施術が可能であるかを問診票等を用いて確認すること。

2．まつ毛エクステンションの施術の前に、施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等について、利用者に十分な説明を行い、理解を得ること。

3．「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和 56 年 6 月 1 日付け環指第 95 号）に基づき、器具の消毒などの衛生管理を徹底すること。

4．眼等に異常が生じた場合には、直ちに眼科、皮膚科等の医師の診察を受ける必要があること。

（別添１）

平成25年度 第1回生活衛生関係営業等衛生問題検討会	
平成25年6月14日	資料1

まつ毛エクステンションの教育プログラム等について
～ まつ毛エクステンションの安心・安全のために ～

まつ毛エクステンション教育プログラム検討会

標記については、昨年１１月の厚生労働省の生活衛生関係営業等衛生問題検討会においてとりまとめられた「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」を受け、全日本美容業生活衛生同業組合連合会が事務局となり、有識者の参画のもとに検討を進めてきたところであるが、今般、教育プログラムを別添のとおり、とりまとめたので報告を行う。

この教育プログラムは、美容師養成施設において選択必修課目としてまつ毛エクステンションを実施する場合を想定したものであり、美容師養成施設において、まつ毛エクステンションを選択必修課目とする場合、本教育プログラムが取り入れられ、教育内容の充実が図られることを期待する。

なお、公益社団法人日本理容美容教育センターの美容技術理論の教科書において、本年４月から、まつ毛エクステンションに係る記述の拡充が行われたところであり、さらに、今後、順次、内容の充実を図っていく予定と聞いているところであるが、本教育プログラムも参考にして、さらに教科書の充実が図られることを期待する。

まつ毛エクステンションの施術については、安心・安全が何よりも重視されるべきであるというのが本検討会の基本的な認識であり、今般の教育プログラムの眼目も、安心・安全の確保のための基礎的部分の形成を図るというものであり、安心・安全のために必要な事項を徹底して学ぶ必要があると考えたものである。

まつ毛エクステンションの施術については、目の周りへの施術であり、目や皮膚への健康被害等のトラブルを生じさせるリスクを内包しており、その因子としては、接着剤（グルー）のほか、固定テープや器具、人工毛等が想定されることから、これらに対応するトラブルの防止策について、具体事例に則して学ぶことの重要性を強調したい。また、健康被害等は、アレルギーや眼等の個々の状況に左右される面もあることから、カウンセリングを適切に行い、個々の状況に応じた施術を行うための基礎として、眼付属器官に関する知識が重要である点も指摘しておきたい。

もとより、実際の施術には、美容師養成施設で学んだ基礎の上に、さらに技

術的な研鑽を重ねていく必要があり、生涯学習としてまつ毛エクステンションのより専門的、高度な技術を学ぶことができるような教育環境の充実が図られることも重要である。

これらによって、各段階において、美容師がまつ毛エクステンションの施術に係る知識及び技術を学び、向上させることができるような教育環境の充実が図られることを期待するものである。

さらに、まつ毛エクステンションの施術に係る安心・安全の確保のためには、教育プログラムでも強調しているように、眼付属器官への施術であることを十分に踏まえた安心・安全な施術のための知識や技術はもとより、安心・安全を第一とする施術者の自覚や心構え、配慮が重要である点も指摘しておきたい。

まつ毛エクステンションの施術に当たっては、施術者の十分な認識のもと、美容所における「衛生管理要領」に基づき器具の消毒などの衛生管理が徹底されるとともに、施術者は問診票等を用いてカウンセリングを適切に行い、顧客の状況に応じて施術が可能であるかどうかについて十分に確認を行った上で、施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等について利用者に十分な説明を行い、理解を得るといった情報提供等の取組みが徹底される必要がある。さらに、万一、目等の異常が生じた場合には、医師の受診を受けるようにする必要があり、これらの点に関して意識の徹底を図ることが重要である。

本検討会における検討結果が、安全・安心なまつ毛エクステンションの施術の推進のための一助となれば幸いである。

別添

まつ毛エクステンション教育プログラム

事項		留意点
眼及びまつ毛などの眼付属器官に関する知識	・眼及びまつ毛などの眼付属器官の構造及び機能について、科学的、系統的な知識を習得すること。 ・眼及び眼付属器官の状態に影響を与える因子について知識を習得すること。 ・眼疾患、眼周囲の皮膚疾患等について、その発生機序や予防法に関して理解すること。	・眼及び眼付属器官の構造、機能に関する知識はもとより、毛周期があることやアレルギー、細菌、ウイルスといった目の状態に影響を及ぼす因子、ドライアイ、結膜炎、角膜炎、接触性皮膚炎といった眼及び眼の周囲の疾患に関する知識は、施術の判断やカウンセリング、施術後のケアの基礎となるものであることから、これらについて施術やカウンセリングと関連づけながら理解させることが重要である。 ・まつ毛の生え方等には個人差があることについて十分に理解させる必要がある。
まつ毛エクステンションの施術に係る技術の理論と実習	・器具等の種類、使用目的、形態、機能、成分、材質、物性、原理、特性、使用方法、使用上の注意、保守管理方法、選定方法等について理解すること。 ・技術の内容、手順、技術上の注意等について理解すること。 ・施術に係る適正な技術や安全のために必要な措置を身に付けること。	・ツィーザー、固定テープ、グルー、リムーバー、人工毛といった施術に係る器具等については、いずれも施術の際にまつ毛や眼の周辺の皮膚に触れるものであることから、これらの器具の正確な取扱いの方法はもとより、使用上の注意事項も含め、安全な施術や健康被害の防止、適切なカウンセリングを実施する上で必要な知識を習得させる必要がある。 ・施術に必要な技術について、実習も交えて基礎を身に付けさせるとともに、安全な施術や健康被害の防止のために必要な施術前後も含めた各手順における注意事項や安全な施術環境の確保のための措置、施術者としての心得について、健康被害の原因とその予防策に関する具体事例を交えて、十分に理解させる必要がある。
まつ毛エクステンションの施術に係る説明等	・施術が可能であるか事前に顧客の状態を確認するための方法について理解すること。 ・施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等についての顧客への事前説明の内容や方法について理解すること。 ・眼等の異常が生じた場合には、直ちに医師に受診することが必要であることを理解すること。	・問診票等によるカウンセリングを適切に行い、顧客の状況に応じて施術が可能であるかを適切に判断するとともに、顧客の正確な理解の上で施術が行われるよう、健康被害のリスク等に関する事前説明について必要な知識を習得させる必要がある。 ・安全な施術や健康被害の防止のため、施術中の注意事項や施術後のケア、眼等の異常が生じた場合の対応に関して顧客に適切な説明が行えるよう必要な知識を習得させる必要がある。

（参　考）

まつ毛エクステンション教育プログラム検討会委員名簿

氏　　名	所　　属
井上　優子	フォーラルビューティーアカデミー学長
古谷野圭子	ケサランパサラン表参道店店長
枝折　　繁	ＳＨＩＧＥ代表
白石　幸子	福岡美容専門学校北九州校教頭
鈴木　　愛	まつ毛エクステ専門店「プリティスト・アイ」代表
鈴木　泰子	仙台理容美容専門学校代表理事
西井十六勝	全日本美容業生活衛生同業組合連合会副理事長
福下　公子	社団法人日本眼科医会副会長
○渡辺　晋一	帝京大学医学部皮膚科主任教授

○座長　　（５０音順、敬称略）

（事務局）　全日本美容業生活衛生同業組合連合会

（オブザーバー）　厚生労働省健康局生活衛生課

（別添２）

平成25年度　第1回生活衛生関係営業等衛生問題検討会	
平成25年6月14日	参考資料3

まつ毛エクステンションに係る健康被害等

○全国の消費生活センター等に寄せられた「まつ毛エクステンションの危害」に関する相談件数（平成 24 年度）

１３７件

（注）消費生活情報ネットワーク・システムに登録された相談のうち、「まつ毛エクステンションの危害」に関するものを平成 25 年 6 月 10 日に独立行政法人国民生活センターにおいて集計したもの。

○都道府県等に寄せられたまつ毛エクステンションに関する健康被害等に関する相談件数（平成 24 年度）

１２０件（眼のトラブル 87 件、皮膚等のトラブル 44 件）（重複あり）

（注）都道府県等からの報告に基づき厚生労働省健康局生活衛生課で集計したもの。

○まつ毛エクステンションによる傷病名の内訳

眼瞼皮膚炎	眼瞼縁炎	点状表層角膜症	接触性皮膚炎	角膜びらん	急性結膜炎	まつ毛脱落
26.50%	18.80%	12.50%	10.70%	10.40%	9.30%	5.40%
ｱﾚﾙｷﾞｰの悪化	細菌感染症	角膜潰瘍	異物肉腫	真菌症	その他	合計
2.90%	1.30%	1.00%	0.20%	0.10%	0.90%	100%

（注）厚生労働科学研究「まつ毛エクステンションの眼障害に関する実態把握調査」（平成 24 年度）のデータに基づき算出したもの。(2012 年 9 月から 12 月までの間にまつ毛エクステンションが原因と思われる受診者を診察した医師（467 人）による受診者の傷病名数の各割合を算出したものであり、受診者に複数の傷病名が付されている場合も含まれていると考えられる)

健衛発０６２８第３号
平成２５年６月２８日

（各地方厚生局健康福祉部長
四国厚生支局健康福祉課長）　殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

まつ毛エクステンションに係る教育プログラムについて

標記については、生活衛生関係営業等衛生問題検討会における審議を踏まえ、全日本美容生活衛生同業組合連合会が事務局となり、有識者の参画のもとに専門的な検討が進められてきたところですが、今般、別添のとおり教育プログラムがとりまとめられ、同検討会への報告が行われたところです。

今般の教育プログラムは、美容師養成施設において選択必修課目としてまつ毛エクステンションに係る教育を行う場合を想定して作成したものであり、今後、これを踏まえ、公益社団法人日本理容美容教育センターにおいて、来年４月に向けて、美容師養成課程における教科書の作成作業が進められることとなっています。また、同センターにおいては、本年４月に必修課目の美容技術理論の教科書についてまつ毛エクステンションに係る記述の充実が図られたところですが、今後、さらに内容の充実が予定されています。

つきましては、美容師養成施設においては、このような動向も踏まえた上で、必修課目においてまつ毛エクステンションに係る教育の充実を図るとともに、まつ毛エクステンションを選択必修課目とする場合には、今般の教育プログラムも参考として、必修課目で学んだ基礎の上に、まつ毛エクステンションの施術に係る知識及び技術をさらに深めることができるよう、教育プログラムの充実につき、美容師養成施設に対する周知徹底をお願いします。

写

健衛発０６２８第４号
平成２５年６月２８日

公益社団法人日本理容美容教育センター理事長　殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

まつ毛エクステンションに係る教育プログラムについて

標記については、生活衛生関係営業等衛生問題検討会における審議を踏まえ、全日本美容生活衛生同業組合連合会が事務局となり、有識者の参画のもとに専門的な検討が進められてきたところですが、今般、別添１のとおり教育プログラムがとりまとめられ、同検討会への報告が行われたところです。

これを踏まえ、まつ毛エクステンションに係る教育の充実について、地方厚生（支）局健康福祉部長に対し別添２のとおり通知を行っていますので、併せて御了知いただくとともに、美容師養成施設等への周知についてご協力をお願いします。